産業廃棄物の事業場外保管に関する届出について

岩手県環境生活部資源循環推進課

1　届出の対象となる事業場外保管

建設工事に伴い発生する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管する場合で、保管場所の面積が 300 平方メートル以上の場所に限る。

※次に係る保管については、届出の必要がありません。

○保管場所の面積が 300 平方メートル未満である場合
○産業廃棄物を排出した場所での保管
○産業廃棄物処理業の積替保管施設や中間処理施設の敷地内での保管
○設置許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内での保管
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

2　届出時期

保管を開始する前

※非常災害のために必要な応急措置として保管を行う場合は、当該保管をした日から起算して 14 日以内

3　届出先

保管場所の所在地を管轄する岩手県の広域振興局、保健福祉環境センター廃棄物担当まで

4　届出書類

(1) 届出書

・産業廃棄物は、「産業廃棄物事業外保管届出書（様式第 2 号の 4)」
・特別管理産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物事業外保管届出書（様式第 2 号の 10)」

(2) 添付書類

①保管者が保管場所の土地の所有権を有する場合
ア　保管場所の平面図及び付近の見取図
イ　土地登記簿謄本の写し

②保管者が保管場所の土地の所有権を有しない場合
ア　保管場所の平面図及び付近の見取図
イ　土地登記簿謄本の写し
ウ　賃貸借契約書又は施設使用承諾書

※所有権を有する者が複数の場合は、権利者全員との契約書又は承諾が必要となる。

5　届出部数

1 部

6　その他

(1) 届出事項を変更する場合は、事前に届け出ること。

・産業廃棄物は、「産業廃棄物事業外保管変更届書（様式第 2 号の 5)」

・特別管理産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物事業外保管変更届出書（様式第 2 号の 11)」

(2) 届け出た保管をやめたときは、当該保管をやめた日から 30 日以内に届け出ること。

・産業廃棄物は、「産業廃棄物事業外保管廃止届出書（様式第 2 号の 6)」

・特別管理産業廃棄物は、「特別管理産業廃棄物事業外保管廃止届出書（様式第 2 号の 12)」

(3) 事業場外保管については、法第 12 条第 1 項の産業廃棄物処理基準が適用されること。

7　問合せ先

岩手県環境生活部資源循環推進課　（〒020-8570　盛岡市内丸 10-1）

電話　019-629-5366、　FAX　019-629-5369

最寄りの広域振興局・保健福祉環境センター

盛岡広域振興局(環境衛生課)	電話　019-629-6588
県南広域振興局(環境衛生課)	電話　0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター(環境衛生課)	電話　0198-41-5405
一関保健福祉環境センター(環境衛生課)	電話　0191-26-1412
沿岸広域振興局(環境衛生課)	電話　0193-27-5523
宮古保健福祉環境センター(環境衛生課)	電話　0193-64-2218
大船渡保健福祉環境センター(環境衛生課)	電話　0192-22-9814
県北広域振興局(環境衛生課)	電話　0194-53-4987
二戸保健福祉環境センター(環境衛生課)	電話　0195-23-9202